

東京都保管船舶処理議案

1 趣 旨

別紙「保管船舶目録」記載の船舶③（以下「本船舶」という。）について、これを廃棄することとする。

2 本船舶の概要

二級河川築地川（中央区銀座八丁目地先・築地五丁目地先・浜離宮庭園地先）に放置され、東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例（以下「条例」という。）に基づき移動、保管を行った船舶。

3 理 由

本船舶について、保管船舶処理委員会（第3回）において、条例第12条第3項第1号の規定による売却が妥当であるとの意見を得たため、売却することを決定した。

しかし、二度売却に付したが買受人がなかったため、本船舶はその本来の用途に供することが困難な状態にあり、かつ、その価額が著しく低いと判断される。

よって、条例第12条第6項の規定により本船舶を廃棄する方針である。